

# 地本業務ニュース

## JR 東海 労・静岡 地方本部

NO. 1 2019年8月20日 発行者：JR東海 静岡地方本部 半場弘恭

「平成31年3月ダイヤ改正」について業務委員会を開催した。

会社は、誠意のない回答に終始した。

「平成31年3月ダイヤ改正」における改善要求について

ダイヤ改正後3ヶ月が過ぎ、鉄道輸送の安全・安定は社員の努力により保たれてきたが、各職場においては安全問題や業務に関する意見・不満が数多く出されている。輸送の安全を保つためには業務の見直しが必至である。下記の通り申し入れを行うので、誠意ある回答をすること。

### 記

#### 浜松運輸区

101 行路 795M 着後 836M 併合補助作業であるが作業終了から 836M 発車まで (15:52 発) 時間僅少のため時間に余裕を持たせること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業上必要な時間は確保している。

102 行路 5763M 分割補助作業終了後 792M 乗務開始まで時間僅少のため時間に余裕を持たせること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業上必要な時間は確保している。

115 行路 5788M 入換・前併合作業後発車まで時間僅少のため時間に余裕を持たせること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業上必要な時間は確保している。

116 行路 421M 到着から 733M 乗継ぎまで時間僅少(32分)のため、40分以上休憩時間を確保すること。

会社回答：その様な考えはない。  
必要な休憩時間は確保している。

119 行路 2707F(土休 5707F)併合補助作業終了後発車まで時間僅少のため時間に余裕を持たせること。休養時間(23:38～4:58)について、十分な睡眠時間を確保すること 730M 到着から 2735M(土休 5735M)乗継ぎまで時間僅少(35分)のため40分以上休憩時間を確保すること。

会社回答：その様な考えはない。  
必要な作業時間休養時間は確保している。

126 行路 913M 到着から便 920M(913M が折り返し便乗列車、6両)発車まで時間僅少(5分)のため時間に余裕を持たせること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業上必要な時間は確保している。

127 行路 916M 車両区入区後、タクシー(9:15)で駅へ、次作業 744M 分割補助作業(9:39～43)終了後、755M 乗務(10:06 乗継)まで時間に余裕がないので、余裕時間を確保すること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業上必要な時間は確保している。

構内 A 834M 組成作業(電留⑧313-3 パン上昇車両→電留引上線、電留引上線→電留⑥パン上昇車両(211-3)へ併合(14:47)、神戸方でブレーキ試験担当後 834M 出区点検)後、834M 出区作業(15:08 起動開始)まで時間僅少のため、パン上昇車両の出区点検とすること。

会社回答：その様な考えはない。  
作業実態に応じて、出区点検の指定を行っている。当該の作業は併合作業終了後から、834Mとして入れ換えを開始するまでの間、車両に乗車していること所定出区点検が出来る時間であることから、所定出区点検としている。

## 静岡運輸区

①日勤行路をなくすこと。

会社回答：その様な考えはない。  
行路作成にあたっては様々の要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し、乗務割り作成規程乗っ取って作成している。他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

②明けの拘束時間を5時間以内とすること。

会社回答：その様な考えはない。  
行路作成にあたっては様々の要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し、乗務割り作成規程乗っ取って作成している。他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

③折返し時分を8分以上確保すること。

「11 行路では豊橋場面での 8 両編成折返し時分は 5 分 15 秒であるが、各運転室スイッチ整備に 2 分、運転室の移動に 1 両 20 秒×8 両で 2 分 40 秒要しており、残り 45 秒で C A S T を設置、設定した後、発車前の連鎖扱いを行っている

る。時間に追われた確認作業を強いている。」

会社回答：その様な考えはない。

作業上必要な時間は、確保している。

④ 出発点呼を簡略化すること。

「出発点呼が長くなる傾向があり、乗務前のストレスとなっている。諮問が多く、イベント等により変更が多いと当直との照合に時間が掛かる。出勤時間が集中する時間があり、出勤・出発点呼待ち渋滞が発生している。点呼渋滞（最初の作業の申告が無くなった）を無くすため出発点呼を簡略化すること。」

会社回答：その様な考えはない。

変更事項が多い場合や点呼待ちの乗務員が多い場合は、諮問の内容を省略するなど臨機応変に対応している。

⑤ 営業列車においてはトイレ設備が無い編成で運転しないこと。

「現在トイレ設備が無いため、やむなく後発列車を利用するなど、お客様に不便をおかけしている。乗務員においては折返時間が5分では駅トイレを利用できないため尿意・便意を我慢して仕事をしている現状がある。行路中、一拘束時間を2時間以内とすること。」

会社回答：その様な考えはない。

車両運用については、極力トイレ付き車両を使用するよう努力しているが車両の運用上一部列車については、トイレ無し車両を使用することになる。

⑥ 規程の訂正は訓練時間内で行うこと。もしくは超勤対応とすること。

会社回答：その様な考えはない。

業務に必要な労働時間は、措置している。

沼津運輸区

173 行路 明けの行路を緩和すること。（沼津～三島間 722Mから 737Mを他の行路に振り分ける）

会社回答：その様な考えはない。

行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案し行路毎のバランスなども考慮し、乗務割り行路作成規程に乗っ取って作成している、他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

158 行路 最後の 2629M看視をやめ、乗継ぎにすること。明け訓練に支障を来している。乗継ぎ運転士には十分な食事時間があり、問題はないと考える、逆になぜ変更出来ないのか疑問である。

会社回答：その様な考えはない。

行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案し行路毎のバランスなども考慮し、乗務割り行路作成規程に乗っ取って作成している。

構内勤務 構内Aを夜遅番作業とし、構内Bを早番作業とすること。明け作業はそれぞれ2本とすること。

会社回答：その様な考えはない。

構内運転士の作業については、構内作業の全体を勘案し、作業の効率

性や労働時間及び休憩時間を総合的に判断して作業指定を行っている。

信号設備 三島～沼津間の下り第2閉塞信号機が減速を現示している理由を明らかにすること。

会社回答：沼津駅に関しては下り関係の入れ換えを行っている際には場内信号機が停止現示となるその為、第一閉そく信号機が警戒現示、第二閉そく信号機は減速現示となる。

#### 藤枝駅

①420M島田発は静岡発こだま 700Aの接続時間基準時間僅少のため島田駅発車時間を早めること。

会社回答：接続時間は満たしている。

②916Mの編成を5両編成から6両編成にすること。

会社回答：その様な考えはない。

列車の編成両数については、乗車率や車両運用等を総合的に判断し、適切な編成両数となるようにしており、当該列車に対しても適切な編成両数であると認識しているため現行のままとする。

③次期ダイヤ改正から折りたたみ時刻表の配布及び社員用小冊子の時刻表を配布しないとしているが、引き続き配布すること。

会社回答：折りたたみ式時刻表については、ご利用線区やお客様のニーズにあわせて制作し、配布している。近年は、ホームページをご利用されるお客様が増える傾向にあることから、制作コストを含め総合的に勘案し、時季ダイヤ改正より作成しないこととした。尚、現在も当社ホームページの各駅の列車時刻を掲載した携帯時刻表をお客様ご自身で印刷することも可能である。

④藤枝駅では担務間の引継時間がないので2分の引継時間を設けること。

会社回答：一部必要な引き継ぎ時間が設定されていなかったため設定する。

⑤藤枝駅改札付近に鳩が住み着き糞害等でお客様に被害の恐れがあるので、早急に鳩の侵入防止対策等を講じること。

会社回答：設備保守管理担当部署と連絡を取り必要な対応を検討していく。

臨時列車 国府津発山北行のワンマン列車 2543Gを御殿場まで延長運転する場合は定期行路に組み込むこと。臨時特急の富士山と踊り子は、定期行路に組み込むこと。

休日などに臨時で運転する国府津発御殿場行の列車は、要員がいないため止めること。

会社回答：その様な考えはない。

御殿場までの延長運転や特急列車等の臨時列車については、多客期などのお客様ご利用状況を鑑みて設定しており、定期行路を作成する時点においては、臨時列車の計画について考慮していないことから、定期行路に組み入れることは不可能である。尚、業務遂行に必要な人員

は会社が責任を持って配置している。

組合： 8両で折り返しが5分代だが、この時間でも時間を確保しているのか？

実際は相当忙しい。

会社が遅れてもいいと言うならいいが、この場合は物理的に駆け足になってしまう。

8両5分の折り返しを当たり前だと思っているならば、キチンとした確認が出来ないまま出行くならば納得はいかない。

組合： トイレを付けるなど車両の改造は無いのか、鉄事の増車は無いのか？

会社： 現状言えることでは無い。

組合： 規程の直しは、一度にまとめてくるならいいが、出勤のたびに規程の直しがある月があった、労働時間として措置している回答は納得出来ない。

組合： 藤枝駅の担務間の引き継ぎ時間が設定されていなかったため設定すると言うが具体的にはどうなっているのか？

会社： 現在精査している。

以 上